

令和5年5月8日

新型コロナウイルス感染症に関する5月8日以降の対応について

この度、新型コロナウイルス感染症に関する5月8日以降の対応について決定しましたので、報道をお願いします。

記

◇新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更後の感染症対策について

	5/7まで	5/8から
市の施設におけるマスク着用の考え方	<ul style="list-style-type: none">・原則として市民等に対するマスクの着用は求めない。 ただし、中央病院、救急医療センター、予防接種及び検（健）診会場ではマスクの着用を求める。	<ul style="list-style-type: none">・マスクの着用は求めない。 ただし、中央病院、救急医療センター、予防接種及び検（健）診会場ではマスクの着用を求める。
市の施設における職員のマスク着用の考え方	<ul style="list-style-type: none">・窓口等対話をする場面においてはマスクを着用する。・執務室内及び屋外で業務に当たる場面においては個人の判断とする。 ただし、近距離で会話をするときはマスク着用を推奨する。	
窓口のパーティション	<ul style="list-style-type: none">・設置	<ul style="list-style-type: none">・撤去
市が主催するイベント・行事等の対応方針	<ul style="list-style-type: none">・開催制限等あり。	<ul style="list-style-type: none">・全ての制限を廃止
公共施設の利用制限等	<ul style="list-style-type: none">・利用制限等あり。	<ul style="list-style-type: none">・全ての制限を廃止

問合せ

富士市危機管理室防災危機管理課

危機管理担当

電話 0545-55-2936 FAX 0545-51-2040



いただきへの、はじまり 富士市